

平成 28 年 3 月 24 日

保護者 各位

文京区教育委員会

教育推進部長 久住 智治

(公印省略)

平成 28 年度 児童生徒等の健康診断等の変更について

学校保健安全法施行規則の改正により、検査項目の一部が次のとおり変更されますのでご案内いたします。

1 座高検査の廃止

子どもの成長を評価する上では、座高より身長成長曲線・体重成長曲線の方がより重要であり、今後は一人一人の児童生徒について評価を行い、成長曲線を作成して積極的な活用を図ることにより、28 年度からは座高検査を廃止します。

2 寄生虫卵検査の廃止

寄生虫卵検査の検出率は近年低く推移しており、良好な衛生状態であるため、28 年度からは寄生虫卵検査を廃止します。

3 運動器検診（四肢の状態）の実施

学校保健安全法施行規則の改正により平成 28 年 4 月より運動器検診が導入されました。

運動器とは、骨や関節、筋肉、靱帯、腱、神経など身体を支えたり動かしたりする器官の名称です。

これらの運動器に関係したけがや障害（故障）、病気を運動器疾患・障害と呼びます。

この中には、脊柱の変形（側わん症）や腰痛、骨折、ねんざ、スポーツ障害、肉離れ、などが含まれます。現代のこどもたちは運動不足による体力・運動能力の低下や運動のやり過ぎによるスポーツ障害の二極化した問題が深刻化し、運動器の健康状態の把握や運動器疾患・障害を早期発見することが重要であると認識されていることから検診が導入されました。

対象は、小学校 1 年生～中学校 3 年生までの全学年とし、運動器検診を効果的に実施するために新たに作成した、「**運動器検診保健調査票**」を活用して実施します。

この調査票は、事前にご家庭で保護者の方が記入し、学校に提出していただくものです。

子どもたちの健やかな成長・発達を護るため、調査票のご回答にご理解ご協力をお願いいたします。

4 色覚検査の実施

学校保健安全法で定められた検査必須項目ではありませんが、児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま就職等に際して不利益を受けることのないよう、小学校 4 年生以上で検査を希望する児童生徒を対象とした色覚検査を実施します。なお、検査にあたっては特にプライバシーに配慮し、個室で行うなど他の児童生徒に検査の様子がわからないような環境で実施します。

※なお、健康診断等の詳しいご案内は、後日、各学校よりお知らせいたします。

担当 教育推進部学務課学校保健担当 良田

電話 03-5803-1299